附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（人事院規則九―四〇の一部改正）

第二条　人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（勤勉手当に係る勤務期間） **第十一条**　（略） ２　前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 一～九　（略） 十　勤務時間法第二十一条の規定による介護休暇の承認又は規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第四条第三項の規定による同条第二項第一号の休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間から週休日等を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間 十一　勤務時間法第二十一条の規定による介護時間の承認又は規則一五―一五第四条第三項の規定による同条第二項第二号の休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間 十二・十三　（略）	（勤勉手当に係る勤務期間） **第十一条**　（略） ２　前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 一～九　（略） 十　勤務時間法第二十一条の規定による介護休暇の承認又は規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第四条第三項の規定による同条第二項第四号の休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間から週休日等を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間 十一　勤務時間法第二十一条の規定による介護時間の承認又は規則一五―一五第四条第三項の規定による同条第二項第五号の休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間 十二・十三　（略）

（人事院規則一〇―一五の一部改正）

第三条　人事院規則一〇―一五（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この規則において、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」とは、職場における次に掲げるものをいう。 一　（略） 二　職員に対する次に掲げる妊娠又は出産に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。 イ～リ　（略） ヌ　規則一五―一四第二十二条第一項第八号又は規則一五―一五第四条第一項第十五号の規定による保育のために必要と認められる授乳等を行う場合の休暇 ル　（略） ヲ　規則一五―一五第四条第二項第四号の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るための休暇 ワ　（略）	（定義） **第二条**　この規則において、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」とは、職場における次に掲げるものをいう。 一　（略） 二　職員に対する次に掲げる妊娠又は出産に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。 イ～リ　（略） ヌ　規則一五―一四第二十二条第一項第八号又は規則一五―一五第四条第二項第一号の規定による保育のために必要と認められる授乳等を行う場合の休暇 ル　（略） ヲ　規則一五―一五第四条第二項第七号の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るための休暇 ワ　（略）